

	令和3年度第3回審議会までの意見	令和3年度第4回審議会での意見	令和3年度第5回審議会での意見	考え方
必要		効力や事例はさておき、勧告や禁止事項に関する項目は必要。	パトロール時に注意する際に強力な支えになる。	抑止効果
			市民に対する条例の周知や啓蒙活動により、告発に至らずとも違法となることを認識してもらう。	
処分等が何もないと「処分がないから大丈夫」と思って今よりも悪化するのではないか。				
処分する必要性を強く周知することでマナーを守ってもらう。				
町内会の回覧では除雪マナーが守られていない現状であり、処分等を設けることで敷地内に雪捨て場が確保できれば空き地などへの雪出しを抑制できる。				
条例を制定する場合、処分が明記されなければ効果が期待できない。				
			緊急車両の妨げになる路上駐車に対する処分が必要。	処分の適用
			①人の転落事故・災害の恐れがある ②生業としている駐車場の除雪など重機等で雪出しが明らかな場合	
			③屋根雪等落雪による道路封鎖や人的被害の恐れがある などの場合に処分が必要。	
			条例化したとしても守らない住民はいるため、あまりにも周囲の迷惑になる場合は、罰金などを設ける方が良い。	

不必要	取締りにより状況を改善するより、原因（根本）をなくすことが重要ではないか。他に雪を捨てる場所がないのに、道路へ雪を出すなどいっても難しい。	罰則を科すことを目的とした条例化は必要ない。現行法で対応可能であり、その法律で十分。大切なのは、雪出しのマナーを守ることの重要性について市民に伝え、雪対策（除雪対策）に市民ひとりひとりが参画することの必要性を伝えること。	罰則を科すことを目的とした条例化は必要ない。現行法で対応可能であり、その法律で十分。大切なのは、雪出しのマナーを守ることの重要性について市民に伝え、雪対策（除雪対策）に市民ひとりひとりが参画することの必要性を伝えること。 雪対策に係る市民の責務の明確化や意識の高揚が主眼である。	雪対策の取組強化
	悪質な者に対しては警察としても指導・警告や検挙について考えていかなければならないと思う。今後も市や住民と連携して道路の雪出しをなくすための活動を推進していく。	既に道路交通法という関係法令があり、他市町村での運用状況を考慮すると、罰則規定は必要はないのではないか。 罰則規定については、道交法があるので必要はない。 皆さんの意見を聞くと、道路への雪出しの多さに愕然とするが、罰則までは必要ないと考える。	法令上、罰則や監督処分の規定があり条例も同様であるなら、ごみステーションの設置に関する要綱と同様で良い。 他の法令に罰則があるため。必要となった場合に見直しする。	現行法で対応
	道路への雪出しの取締りは、証拠の問題や単独犯・複数犯の問題等もあり、非常に難しい。仮に取り締まるにしても、注意、指導、警告、検挙と段階を踏む必要があり、基準等の枠組みがないと公平性が保てない。	マスク警察ならぬ雪出し警察などが現れトラブルの恐れもあるので、罰則には慎重な検討が必要だと考える。 罰則には、誰が取り締まり、誰が罰金を徴収するかといった問題もある。	違反者の全てを取り締まることは物理的に不可能であり市民に不公平感が生じる。市民からの通報や住民トラブルの苦情の処理も生じる。 罰則は既存の法を再認識してもらうことでよいのではないか。道路法の規定は相当悪質な妨害を想定しており、適用するのは最後の手段で実際にはほばないだろう。	罰則適用の困難性